

### Ⅲ これまでの閣議決定

#### 公的年金制度の改革について

〔 昭和59年2月24日 〕  
閣 議 決 定

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。
  - (1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。

なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。
  - (2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。
2. 昭和60年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改革を行う。
3. 上記1及び2の改革は、昭和61年度から実施する。
4. 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

## 公的年金制度の再編成の推進について

〔平成8年3月8日〕  
閣議決定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
  - (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
  - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。
  - (3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。
3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。
4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

## 公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕  
閣議決定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
- (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う、また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

## IV 公的年金制度の財政再計算に関する規定、通知等

### ①厚生年金保険

(平成16年改正前)

厚生年金保険法第81条第4項

保険料率は保険給付に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする。

同条第6項

前項の保険料率は、その率が第4項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

(平成16年改正後)

厚生年金保険法第2条の4 第1項

政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

同条第2項

前項の財政均衡期間（第34条第1項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。

同条第3項

政府は、第1項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## ②国家公務員共済組合

(平成16年改正前)

国家公務員共済組合法 第99条

組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第3項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額と同号の掛金及び負担金の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

国家公務員共済組合法施行令 第12条第2項

組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第99条第3項（第1号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）を含み、同条第2項第3号に掲げるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における次に掲げる事項及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他適当な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（法第42条の2第1項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）の平均額の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員を言う。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

### 同条第3項

法第100条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下この項において「掛金率」という。）は、短期給付に係るものにあつては、【略】

長期給付に係るものにあつては、財務大臣の定める基準に従つて、掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項の規定により算定した費用の額と当該事業年度以後における掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする

### （平成16年改正後）

#### 国家公務員共済組合法第99条

組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第3項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

#### 一、二 【略】

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第3項（第1号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第3号に掲げるものを除く。同項第2号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第113条第1項第3号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第2号の掛金及び負担金の額、第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第113条第2項第2号の掛金及び負担金の額、同法第24条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるようにすること。

#### 国家公務員共済組合法施行令 第12条第2項

組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第99条第3項（第1号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）を含み、同条第2項第3号に掲げるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における次に掲げる事項及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項に

よることが適当でない認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

#### 同条第3項

法第100条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下この項において「掛金率」という。）は、短期給付に係るものにあつては、【略】

長期給付に係るものにあつては、財務大臣の定める基準に従つて、掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項の規定により算定した費用の額及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項の規定により算定した同項に規定する長期給付に要する費用の合計額と、当該事業年度以後における掛金及び負担金の額、法第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の合計額並びに地方公務員等共済組合法第113条第2項第2号の掛金及び負担金の額、同法第24条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第99条第1項に規定する再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

### ③地方公務員共済組合

(平成16年改正前)

地方公務員等共済組合法 第113条

組合の給付に要する費用（老人保健法第53条第1項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第150条第1項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用【略】長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第3項第2号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあってはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と次項第2号及び第3号の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように定める。

地方公務員等共済組合法施行令 第28条第3項

組合の長期給付に要する費用（法第113条第1項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他適当な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

同項第4項

前3項の場合においては、総務大臣は、あらかじめ、財務大臣の意見を聴いて、組合の短期給付及び長期給付に要する費用の算定の方法を定めなければならない。

#### 同条第5項

法第114条第3項に規定する給料と掛金との割合（以下この項において「掛金率」という。）は、短期給付【略】、長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係るものにあつては、総務大臣の定める基準に従つて、掛金率を段階的に引き上げるることによつて、第3項の規定により算定した費用の額（法第113条第2項第3号に掲げる費用の額を除く。）と当該事業年度以後における法第113条第2項第2号の掛金、特別掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

#### （平成16年改正後）

#### 地方公務員等共済組合法 第113条

組合の給付に要する費用（老人保健法第53条第1項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第150条第1項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用【略】長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第3項第2号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第3号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

#### 一、二 【略】

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第99条第1項第3号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第2号の掛金及び負担金の額、第24条（第38条第1項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第99条第2項第2号の掛金及び負担金の額、同法第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障がないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

#### 地方公務員等共済組合法施行令 第28条第3項

組合の長期給付に要する費用（法第113条第1項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合は、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他適当な事項を基礎とすることができる。

- 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となった者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料及び平均期末手当等の上昇その他の変動の割合
- 四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなった際の年齢の平均

#### 同条第7項

長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係る法第114条第3項に規定する給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、総務大臣の定める基準に従って、給料と掛金の割合及び期末手当等と掛金との割合を段階的に引き上げることによって、第3項の規定により算定した費用の額及び国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第12条第2項の規定により算定した額の合計額と、当該事業年度以後における法第113条第2項第2号の掛金及び負担金の額、法第24条の長期給付に充てるべき積立金及び法第38条の8第1項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国の新法第99条第2項第2号の掛金及び負担金の額、国の新法第35条の2第1項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項に置いて「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の合計額の合算額とが、法第113条第1項に規定する再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合にかかる長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

#### ④私立学校教職員共済制度

(平成16年改正後)

私立学校教職員共済法 第27条第3項

前2項の規定による掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、政令で定める範囲において、共済規程で定める。

日本私立学校振興・共済事業団共済規程 第26条の2

前条に定める掛金率については、次の各号に掲げる掛金率の区分ごとに、当該各号に定める基準に従って計算することを原則とする。この場合において、第3号に規定する長期給付に係る財政については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする。

一、二 【略】

三 長期給付分の掛金率 長期給付に要する費用（国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金に要する費用を含み、共済法第35条第1項及び私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）附則第6条第1項の規定による国の補助に係るものを除く。）の予想額と、その費用に充てるべき掛金及び積立金の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

## ⑤国民年金

(平成16年改正前)

国民年金法第87条第3項

「保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年ごとに、この基準に従って再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。」

同条第5項

「前項の保険料の額は、その額が第3項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。」

(平成16年改正後)

国民年金法第4条の3

- 1 「政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。
- 2 「前項の財政均衡期間（第16条の2第1項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。」
- 3 「政府は、第1項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」

財計第 2 2 6 6 号  
平成 1 6 年 8 月 3 日

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

財務省主計局長 藤井 秀人

### 国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について

国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）（以下「法」という）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき平成 1 6 年 1 0 月 1 日までに行うものとされる国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）について、国家公務員共済組合法施行令（昭和 3 3 年政令第 2 0 7 号）第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により財務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、命により通知します。

#### 記

- 1 . 平成 1 6 年 1 0 月 1 日を基準時点として再計算を行うこと。
- 2 . 長期給付に要する費用の算定に当たっては、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 3 0 号）」を前提とすること。
- 3 . 将来の組合員数については、過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成 1 3 ~ 1 5 年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成 1 4 年 1 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における中位推計を基礎として推計すること。

4. 基礎率（経済的要素）については、厚生年金と同様別表1のとおりとすること。
5. いわゆるマクロ経済スライドによるスライド調整率は、厚生年金と同様別表2のとおりとすること。
6. 法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」（以下、「最終年度」という）は、厚生年金と同様平成112年度とすること。
7. 保険料率は、最終保険料率に達するまでの間毎年9月（ただし、平成16年は10月）に引き上げるものとし、その際、平成16年より地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすること。保険料率の毎年の引上げ幅は、組合員の負担増に配慮するとともに、厚生年金の保険料率の引上げ幅も考慮して、平成16年から平成21年までは1.29%を、平成22年以降は3.54%をそれぞれ下回らないものとする。
8. 法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金（いわゆる積立度合が1）を保有するものとしていることに加え、国共済及び地共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金より小さいこと及び現に国共済及び地共済を合わせ厚生年金より高水準の積立金を現在保有していることにも配慮し、4つの積立度合のケース（1、2、3、4）について保険料率及び財政の見通しを作成すること。この場合、最終保険料率は、千分率表示による小数点以下の端数を切り上げた率とすること。
9. 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、厚生年金と同様、平成17年度から平成20年度までは $1/3 + 11/1000$ とし、平成21年度以降は $1/2$ とすること。
10. 上記8による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

別表 1

基礎率（経済的要素）

（単位：％）

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
平成17年度	0.5	1.3	1.6
平成18年度	1.2	2.0	2.3
平成19年度	1.5	2.3	2.6
平成20年度	1.9	2.7	3.0
平成21年度以降	1.0	2.1	3.2

別表 2

マクロ経済スライドによるスライド調整率

(単位：%)

	新規裁定者		既裁定者
	報酬比例	定額	
平成17年度	-0.3	0.0	0.0
平成18年度	-0.4	0.0	0.0
平成19年度	-0.4	-0.4	0.0
平成20年度	-0.5	-0.5	-0.5
平成21年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成22年度	-1.1	-1.1	-1.0
平成23年度	-1.3	-1.3	-1.0
平成24年度	-1.3	-1.3	-1.0
平成25年度	-1.2	-1.2	-1.0
平成26年度	-1.1	-1.1	-1.0
平成27年度	-1.1	-1.1	-1.0
平成28年度	-1.0	-1.0	-1.0
平成29年度	-0.9	-0.9	-0.9
平成30年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成31年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成32年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成33年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成34年度	-0.8	-0.8	-0.8
平成35年度	-0.3	-0.3	-0.3

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

総務省自治行政局長

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）第 113 条第 1 項第 3 号の規定に基づく地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）は、少なくとも 5 年ごとに行うこととされ、この再計算について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 28 条第 3 項及び第 7 項の規定により総務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、これらの事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないように願います。

記

- 1 長期給付に要する費用（以下「費用」という。）の算定に当たっては、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 132 号）による改正後の地共済法を前提とすること。
- 2 平成 16 年再計算は、いわゆる国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）との財政単位の一元化を踏まえ、本年 10 月 1 日において行うこと。
- 3 費用の算定の基礎となる資料は、原則として平成 12 年度、平成 13 年度及び平成 14 年度のすべての地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の実績によるものを用いること。
- 4 上記 3 によっても、資料とすべき数値の変動が大きいこと等のため地共済の実績によることが不適當である場合には、必要に応じ厚生労働省の作成する生命表その他の公的資料を参考としてもよいこと。

なお、その基礎となる資料の精度その他の理由により当該方法により難しい場合は、あらかじめ当省に協議すること。

- 5 地共済法第 113 条第 1 項第 3 号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成 112 年度末とし、「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、地共済と国共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金に比べ小さいことや、現に地共済と国共済を合わせた積立水準が厚生年金に比べ相対的に高いこと等を勘案して、積立度合が 1、2、3 及び 4 の四つの場合について保険料率及び財政の見通しを作成すること。
- 6 地共済の保険料率については、平成 16 年 10 月から毎年引き上げ、国共済の保険料率と段階的に一本化を図ることとし、平成 21 年に同一の保険料率とすること。  
また、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を参考とすること。ただし、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。  
なお、平成 17 年以降の保険料率は、最終保険料率に到達するまで毎年 9 月に引き上げることとし、最終保険料率を算定する場合において、千分率で 1 未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
- 7 将来の地共済の組合員数については、日本の将来推計人口(平成 14 年 1 月推計(中位推計))等を基礎として、その生産年齢(15~64 歳)人口に対する比率が一定であるものとして見込むこと。  
ただし、最近の組合員数の減少傾向を反映させるため、平成 16 年度から 20 年間は、平成 15 年度以前の 20 年間の組合員数の生産年齢人口に対する減少傾向が続くものとして組合員数を見込むこと。
- 8 財政の見通しを作成する際に用いる基礎率(経済的要素)や、いわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成 16 年財政再計算において用いられた前提と同様とすること。
- 9 基礎年金拠出金の負担に要する費用の公的負担の額は、公的負担割合について平成 17 年度から平成 20 年度までは 3 分の 1 に 1000 分の 11 を加えたものとして、平成 21 年度以降は 2 分の 1 に引き上げられたものとして見込むこと。
- 10 保険料率及び財政の見通しの算定は、貴連合会と国家公務員共済組合連合会との間において、その算定に必要な基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して行うこと。また、算定された結果については、それぞれ検証を行うこととすること。

- 11 再計算を行った結果については、あらかじめ算定の過程等について当省の確認を得た上、公表されたいこと。
- 12 給料又は期末手当等と掛金との割合及び給料又は期末手当等と負担金との割合の変更については、速やかに定款変更にかかる諸手続きを完了し、本年9月末日までに総務大臣の認可を得ること。

## V 確率的将来見通しについて（アメリカOASDIのTrustee's Reportより）

米国連邦老齢遺族障害保険基金受託者報告の付録 E (The 2005 annual report of the board of trustees of the federal old-age and survivors insurance and disability insurances trust fund Appendix E)より抜粋 （暫定訳）

### E. 確率的将来推計

中位推計の推計値には、大きい不確実さがある。特に75年推計で顕著である。この付録では、これらの推計の不確実さを表す手法を記述している。これは、このような不確実さを調べることで、これまでの伝統的な方法を補うものであり、また新しい手法の可能性を示すものである。

#### 1. 背景

従来の受託者報告 (Trustees Report)では、不確実さを表すのに、いくつかの前提について低コストの場合と高コストの場合の計算結果を追加の推計として示してきた。これらの追加の推計は、もとの推計の実現可能な範囲を示している。しかしながら、それらからは、将来の実現値がこれらの推計の内にあるのか外にあるのかという確率は分からなかった。

この付録は、OASIとDI信託基金を合わせたものの将来の財政状況がどのように分布するかを推計した、確率モデルに基づいた結果である。このモデルは、まだ開発を始めたばかりの段階である。今後の改良と改善が必要である。特に、これから論じるが、将来の不確実さをすべて反映できるように改定していくことが必要である。

#### 2. 方法論

この報告の別の章では、決定論的モデルを使って、OASIとDI信託基金をまとめたものの財政状況を示している。決定論的モデルでは、各前提は、出生率の水準、死亡率の変化、入出国率水準、その他の実入国率、消費者物価指数、平均実質賃金、失業率、信託基金の実質利回り及び障害発生率と回復率から作られている。これらの変数のそれぞれが、長期間のどこかで、ある値になり、その後はその値を保つとされている。上に記したように、それぞれの変数について別々に、特定の値を持つとした、3つの決定論的シナリオが使われてきた。

対照的に、5,000の独立した確率的推計のシミュレーション結果をこの付録に載せている。5,000のシミュレーションのそれぞれについて、上記の変数が、長期間の間、変動するとして算定されている。変数の変動は、過去のデータに基づいた影響を考慮できるような、標準時系列モデル法を使って推計されている。一般的には、それぞれの変数は、当年と前年の値の関係を捉えた関係式を使って作られ、過去の実績を反映する逐年の確率変動の159の確率的推計ができあがる。いくつかの変数は、他の変数との関係を反映する関係式とな

る。

数式の変数は、利用可能なデータの性質と品質により、20年から103年間の実績に基づいて設定される。このモデルの詳細や確率的モデルの一般については、OACT<sup>注</sup>のホームページを参照のこと。それぞれの時系列の式は、ランダムな変動がなかったとしたら、もとの中位推計の推計値になるように、設定されている。

各モデルについて、シミュレーションのつど、上記の変数の各年の値がモンテカルロ法を使用してランダムに割り当てられる。それぞれの試行ごとにOASIとDI信託基金の財政状況が推計される。この節に示した結果は、5,000回のシミュレーションを行った結果であり、その分布状況を示している。

試算の結果の解釈の際には、注意と固有の制約を理解が必要である。使用した関係式、変数の独立性の程度、推計に使用した過去の期間の長さに対し、非常に敏感である。比較的最近の期間を使って設定された変数は、将来の起こり得る可能性を示し得ないかもしれない。また、上記の変数以外（例えば、労働力率、退職率、婚姻率や離婚率）をランダムに動かすと、結果が変わってくるかもしれない。さらに、変数の中央値の長期傾向を十分にモデルに織り込む統合確率法からは、さらなる変動が分かるだろう。多くの変数に使用可能な実績の期間は同じであり、多くの大きな変動を示すものとはなっていない。時系列モデルは、過去に何が起こったかを反映するものである。結果として、この付録で示された変動は、将来の起こるであろう最小の変動であると見なすべきである。多くの専門家によって予言され、前世紀で見られた重大な変動は、現在のモデルでは完全には反映されない。

注 ホームページは、[www.socialsecurity.gov/OACT/stochastic/index.html](http://www.socialsecurity.gov/OACT/stochastic/index.html).

訳注 このTrustee's Reportは、[www.socialsecurity.gov/OACT/TR/TR05/index.html](http://www.socialsecurity.gov/OACT/TR/TR05/index.html) 参照。

## VI 国際アクチュアリー協会(IAA)の社会保障制度に係わる数理業務のガイドライン (抄訳)

### (IAA Guidelines of Actuarial Practice for Social Security Programs)

#### A.序文

数理担当者(actuary)は、長期にわたる財政の将来見通しを準備するための重要な専門知識があり、そのため社会保障制度を分析する際に、重要な役割を担っている。

この IAA 業務ガイドラインは、この類の業務に従事するすべての数理担当者が信頼のおける財政的評価を確実に提供するようにする目的で設けられた。実務家がこのガイドラインを守ることで、年金数理業務に対し、その専門性、客観性、科学的正確性について利用者が信用できるようになる。

#### B.範囲(scope)

##### 1.制度の種類

このガイドラインは以下の特性を持つ社会保障制度に適用する：

- (a)法令により規定
- (b)ある一定の、広い範囲の人々を適用範囲とする。
- (c)老齢、退職、死亡、障害、病弱、遺族、健康、病気、妊娠、失業、労災

##### 2.数理業務の種類

以下を含むアクチュアリー業務に適用する：

- 社会保障制度の財政状態の将来見通しに関する数理報告書又は同等の報告書
- 現行制度に関する掛金や給付の十分性、掛金や給付の制度の変更や新しい制度の創設といった、社会保障制度の政策(policy matters)に関する意見書、論文又は説明

#### C.数理業務の原則

##### 1.科学的な正確性

数理担当者は長期財政見通しに使った方法論は数理原則に基づいていることを保証すべき。実際の計算は使用した手法と仮定を正確に反映していることを保証すべき。

報告の中で、仮定は予言ではなく、将来の実現値と報告書の仮定との間の最終的な違いを分析して、つづく報告書では考慮されることを示すべきである。

##### 2.客観性

仮定の決定が数理担当者の業務の一部である場合、不適切な政治的または外的影響に左右されていないことをはっきりさせるべき。

別の者が仮定の決定を行っている場合や別の者の業務に依っている場合は、仮定の出所を述べ、必要に応じて公正な見解を提示し、別の仮定を使った感度分析を提示すること。

##### 3.報告書に提示された情報の透明性、明確性、簡易さ及び一貫性

数理担当者は、報告書の目的と主要な所見を、平易な言葉で、概要を報告書に記述すべきである。

#### **D.数理報告書に含めるべき情報**

##### **1 概要**

- (a)報告書の目的
- (b)制度の概要
- (c)重要な仮定の概要
- (d)財政見通しの主な結果
- (e)主要な結論

##### **2.序文**

- (a)誰のための報告書か
- (b)対象とした社会保障制度の概要
- (c)将来見通しは、基礎資料、方法論及び仮定に依るという注意も含む、報告書の目的
- (d)将来見通し期間の開始日と終了日
- (e)過去の報告書の適切な参照
- (f)次回の報告を考えている日付

##### **3.対象とした社会保障制度に関する規定の記述**

報告書には、適用範囲、財政方式、給付といった本質的に将来見通しに関係する制度の規定を記述すべき。

##### **4.データ**

- 制度とその国の人口的要素についての実績
- 制度とその国の経済的要素についての実績
- 制度の被保険者と受給者の数

数理担当者は、評価のために提供されたデータが他の情報源からの関連情報とどれくらい整合しているかを精査すべきである。

数理担当者は人口的また財政的な見通し作成に使用された関連資料を記述し、その充分性と信頼性についてコメントしなければならない。もしあるデータが財政見通しの目的に不十分だと考えた場合、起こりうる結果の制約について記述されなければならない。

報告書は3つの主な分野について示さなければならない：

- (a)見通し期間の開始時点
- (b)財政見通しの仮定を決定する基礎となる過去の実績値の分析
- (c)将来見通し方法が正しいこと

##### **5.仮定**

仮定は検査の目的に沿って選ばれなくてはならない。

- (a)保守的でも楽観的でもなく、財政見通しに偏りを生じない現実的な根拠。

(b)できる限り明示的な根拠

(c)

- 内的整合性。すべての仮定は相関関係もしくは相互関係の点で整合が取れていること。
- 全体としての整合性。用いられる経済的および人口の仮定は長期間の実績および経済の見通しと整合性があること。

数理担当者は、見通しに使用された全ての仮定を決定するために用いられた論理的根拠を、報告書の中で記述すべきである。

社会保障制度のための数理報告書は、長期にわたる将来を考慮したものであり、予測される長期的な傾向を反映すべきである。見通しの初期の年度については、必要に応じて、短期的傾向を考慮すべきである。

## 6.方法論

財政見通しに用いられた方法論は、結果を精査するのに適切な専門知識を有する人に、十分である情報を提供するように記述されなければならない。

## 7.結果

報告書に含まれてべき見通し結果のための構成例を以下に示す。

### データ、方法論、仮定に関する項

- (a)年齢階級別、性別人口および、総人口
- (b)扶養率
- (c)年齢階級別、性別賃金、および平均賃金
- (d)年齢階級別、性別の掛金拠出賃金（訳注：標準報酬）、およびその平均値
- (e)年齢階級別、性別の年金算定賃金、およびその平均値
- (f)経済活動の各分野ごとの賃金と労働人口の適用範囲

### 金額で見た財政見通しに関する項

- (g)保険料率
- (h)賦課保険料率
- (i)保険料総額
- (j)運用収益
- (k)その他収入
- (l)収入合計
- (m)給付額
- (n)管理費用
- (o)支出合計
- (p)積立金

## 8.見通しの結果の分析

報告書は、結果の分析も提示しなければならない：

- (a)感度分析

(b)以前の報告書との調和を図ること。重要な変化は報告書で説明されるべき。

(c)長期にわたる財政見通しとその意味するところの説明。

(d)もし具体的にあれば、見通し期間の期始以降の事象が財政見通しに与える影響。

## 9.結び

数理報告書の主な目的は、費用の予測、現行と変更案の費用と財政状況の見通しに限定されている。

将来の財政見通しについて、必然的に不確実性があることを考慮に入れ、正しく理解するようにすることが重要。

物価上昇に対する完全な給付保証をしていない制度について、給付の実質価値が物価上昇により目減りしている影響に関して指摘するべきである。

## 10 所見

数理担当者は以下に関する見解を報告書中で述べるべきである：

- データの十分性と信頼性
- 仮定の合理性
- 方法論が適切なこと及び健全な数理原則との整合性
- 適用される実務基準やガイドライン及び「IAA 数理業務のガイドライン」を遵守しているか

## 11.数理担当者の名前、署名、地位、日付

訳注 このガイドラインは、

[www.actuaries.org/LIBRARY/Guidelines/SS\\_Guidelines\\_Final\\_EN.pdf](http://www.actuaries.org/LIBRARY/Guidelines/SS_Guidelines_Final_EN.pdf) 参照。

# 用語解説

## ○1階部分

公的年金の年金給付のうち基礎年金に相当する部分。年金額は、「加入期間×一定額」で算定される。定額部分ともいう。原則として、65歳以上の者に給付される。本報告書では、各制度が毎年拠出する基礎年金拠出金を、各制度の1階部分として、検証している。なお、被用者年金では65歳未満の者にも定額部分が支給されるが、ここでは2階部分の一部として扱っている。

## ○永久均衡方式

年金財政の将来見通し作成の基準として、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を作る方法。

## ○恩給制度等の制度主体

恩給等は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職又は死亡した場合などに、生活の支えとなるものとして、国等が使用者として給付するものである。その実施者と費用負担者は事業主たる国、地方公共団体等とされてきた。なお、恩給等が適用された公務員は俸給の一部を国庫等に納付していた。また、現在も恩給期間だけを有する者への給付は恩給制度から支出されている。

## ○学種

学校の種別。私学共済では、大学、短大、高専、高校、中学、小学、幼稚園、盲・ろう・養護、各種、専修に分けている。

## ○確率的将来見通し

将来推計に使用する前提が確率的に変動するものとして、シミュレーションを多数回行い、将来推計の姿を一つのパターンではなく確率分布の形で把握するもの。将来の姿の実現度合がわかるため、将来の対策の検討に活用できる。

## ○学齢対象人口

各々の学校の種別の対象となる児童・生徒の年齢の人口。

私学共済の平成16年財政再計算において、将来の被保険者数を推計する際に使用された。学校の種別により、就学する年齢が異なるため、雇用される教職員の数も変わってくる。

## ○過去期間分・将来期間分別給付費

年金給付費を、その算定の基となる加入期間で分けたもの。過去期間分は、加入期間のうち基準時点（平成16年度末）以前の期間に係る給付費であり、将来期間分は

基準時点以降の期間に係る給付費である。

#### ○加入年齢分布率

財政再計算の将来推計の際、新規加入者を年齢別に振り分けるために使用する率。

#### ○感応度分析

財政再計算で使用した前提の変動が、財政再計算結果にどのように影響を及ぼすかを分析する方法。動かした前提の計算結果に対する影響度合いが分かるため、その前提の変動による結果の変動がある程度予測できる。

#### ○基礎数

財政再計算で使用される初期データ。将来見通しのシミュレーションの最初となる値。一般には財政再計算時点で得られている最新の被保険者、受給者の統計や決算結果等が使用される。この最新のデータ年度と財政再計算の基準時点とが異なる場合には、財政再計算の基準時点まで、別途計算した結果が使用される。

#### ○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、国民年金の基礎年金勘定に納付又は繰り入れる金額のこと。公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、制度加入者の規模（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して拠出する。

#### ○基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあっては保険料納付済期間又は保険料免除期間（全額免除を除く。）を有する第1号被保険者（任意加入も含む。）、被用者年金にあっては第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者

#### ○基礎年金拠出金に相当する保険料率

各制度の毎年度の基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く。）の当該年度の標準報酬総額に対する比率。保険料で負担している基礎年金拠出金の規模を保険料率ベースで比較できるようにしたもの。

#### ○基礎年金交付金

昭和60年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付の支給に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、国民年金の基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される金額。

### ○基礎年金交付金を控除

厚生年金と国民年金の将来見通しでは、収入、支出（及び給付額）から基礎年金交付金を除いて計算されていること。

### ○基礎率

財政再計算における将来推計のシミュレーションで、被保険者数や受給者数等が今後どのように変化していくのかなどを推計するのに用いられるパラメータ。

### ○旧国民年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の国民年金法に基づき裁定された年金。新規裁定がほとんどないため、減少傾向にある。

### ○旧年金数理部会

平成 12 年度まで旧総理府社会保障制度審議会に設置されていた年金数理部会。

### ○給付水準

年金給付の水準。現役世代の手取り賃金に対する年金の比率（所得代替率）で測られる。平成 16 年改正で、厚生年金の給付水準は、年金受給開始時点での所得代替率が 50%を上回るものとされた。ただし、単身者や標準報酬が平均と異なる場合の所得代替率は異なってくる。また、65 歳以降は物価スライドとなるため、年齢とともにこの比率はおおむね低下する。

「標準的な年金」、「所得代替率」参照。

### ○給付水準の下限

老後生活の基本的部分を支えるという公的年金の機能を果たすために設けられた水準。厚生年金では、標準的な年金の受給開始時（65 歳）における所得代替率でみて 50%が下限とされ、これを確保するものとされている。

### ○旧法の共済年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の制度で裁定された共済年金。算定方法が、最終の俸給（手当を含まないもの）若しくは退職前の一定期間の平均の俸給の一定割合とされており、厚生年金や現在の共済年金と異なっている。そのため、厚生年金と直接比較することは困難であり、比較する際には一定の前提を置いた推計が必要となる。

### ○経済前提、経済的要素

財政再計算で使用される基礎率の一種。物価上昇率、賃金上昇率及び運用利回りが使用される。公的年金の財政では、それぞれの間の差が意味をもつため、これら三者の間の整合性を勘案して設定される。

## ○現価

将来の価額をある時点（基準時点）の価値に換算したもの、又はその累計。年金は長期間にわたるものであり、その間の運用などの経済活動により、時点が違えば保険料や年金額等の価値が違って来る。これら異なる時点における金額をそのまま同等に扱うことは適切ではないため、ある時点の価値に換算したものを使用する。換算には、運用利回りや賃金上昇率が割引率として用いられる。また、将来の各年度の推計値の現価のほか、これらを基準時点まで積み上げた額も現価という。

## ○高位推計

将来推計人口のうち、出生率の見込みを高く設定した場合（平成14年の推計では、最終的に1.625）の結果。「将来推計人口」参照

## ○高在老方式

65歳以上の老齢・退職年金の在職支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金の年金額を12で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。低在老を参照。

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 48万円の場合 全額支給（支給停止はなし）
- ・基本月額＋総報酬月額相当額 > 48万円の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48 \text{万円}) \div 2 \times 12$$

## ○公的年金制度の一元化

就業構造の変化、年金制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため推進されてきている。これまで、基礎年金制度の創設、船員保険、旧三公社の年金制度、農林年金が厚生年金と統合したことなどがある。また、この一元化への対応として、今回の財政再計算では、国共済と地共済では財政単位の一元化が、私学共済では保険料率引上げの前倒しが行われた。

## ○公的年金の被保険者

公的年金制度が適用されている者。被用者年金の被保険者と国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者に分かれる。国民年金の第1号被保険者は原則20～59歳であるが受給資格期間が足りない場合は、その後64歳まで国民年金に任意加入できる。第3号被保険者は、被用者年金の被扶養配偶者で20～59歳の者である。

被用者年金の被保険者のうち、65歳以上の老齢年金の受給権者を除く者が国民年金の第2号被保険者であり、国民年金の第1号、第2号及び第3号被保険者数の和は、公的年金の被保険者総数よりも少ない。

## ○公務上の給付

共済年金で、公務、職務若しくは通勤による傷病が支給事由となる障害年金や遺族年金の給付。年金額は、職域部分について通常の算定式より高い乗率を用いて算定される。

## ○国共済＋地共済

平成 16 年の制度改正で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られ、財政再計算では、両制度合算した 2100 年度までの財政見通しが示されている。この合算した場合の表記として、「国共済＋地共済」を用いた。

## ○国庫・公経済負担、国庫・公経済負担割合の引上げ

基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担は、平成 16 年改正で 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられた。ただし、平成 20 年度までは経過措置があり、16 年度は全制度計で 296 億円、17 年度は 3 分の 1 に 1000 分の 11 を加えた負担割合となっている。なお、国庫・公経済負担とは、国庫の他、地方公共団体、郵政公社や独立行政法人による負担である。

## ○雇用保険による支給停止

60 歳以上の年金受給権者で雇用保険を受給している者については、その間老齢年金が一部停止される。対象となる失業給付は、求職者給付の基本部分及び、高齢者雇用継続給付である。

## ○再加入率

被保険者数の見通しを作成する際、新たに加入者となる者のうち、過去に当該制度の被保険者であった者の割合。厚生年金で使用。

## ○財源と給付の内訳

年金制度の収入と支出について、将来見通しの期間の現価を対比させたもの。年金の財政見通しから、保険料、国庫・公経済負担及び給付費等を基準時点での額に運用利回りにより換算して、表示することで、収支のバランスを集約した形でみることができる。なお、過去期間と将来期間に分割されているが、公的年金の財政方式は積立方式ではないことに留意する必要がある。

## ○最終保険料率

平成 16 年の財政再計算では段階的に保険料率を引き上げていくこととしているが、その引上げが終わった後の保険料率。引上げ終了後、収支見通しの最終年度(2100 年度)までの期間が長いため、最終保険料率の水準が年金収支や 2100 年度の積立度合に大きな影響を与える。

## ○財政均衡期間

財政計画を立てる際に、年金制度の財政の均衡が図られるようにする期間。これまででは永久期間としていたが、平成 16 年の財政再計算では、有限均衡方式の導入に伴って、財政再計算の基準時点以降おおむね 100 年間（平成 16 年財政再計算では 2005 年～2100 年）とされた。

## ○財政計画

財政再計算で、収支が均衡するように、保険料率の引上げ方や給付水準の調整の仕方を決めること。

## ○財政検証

平成 13 年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証。

## ○財政再計算

年金財政とその計算に使用する基礎数、基礎率を見直し、財政計画の見直しを行うこと。また、その結果として、実際の保険料（率）を改定すること。なお、平成 16 年では全制度とも財政再計算を行ったが、平成 16 年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、今後は財政再計算を行わず、財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成することとなった。

## ○財政再計算の前提

財政再計算に用いられる基礎率や将来の被保険者数の見通し。前提は、財政再計算の対象期間について予測されて設定される。時間とともに変化するように設定されるものと固定値とされるものがある。前提によっては、財政再計算結果に大きく影響するものもあり、その設定には細心の注意を必要とする。

## ○財政指標

年金財政を検証する際などに使用される指標。年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率がある。

## ○財政単位の一元化

保険料率の設定集団を一つとすること。使用する基礎率から合わせて財政再計算する場合から、各々の費用等の将来見通しを計算してから合算して保険料率を設定する方法まで様々である。今回の国共済と地共済の財政単位の一元化は後者の方である。

## ○財政調整のルール

平成 16 年の財政再計算で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られたが、今後とも実際の財政運営は別々に行われる。そのため、両制度間の財政に差が生じ、財政運営が困難になることを避けるため、両制度間で財政調整を行うこととされている。この財政調整のルールとしては、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。なお、この財政調整のルールは 2050 年度までしか決められておらず、両制度単独の収支見通しはこの年度までしか作成されていない。

## ○財政的なリスク（規模が小さいことに起因する）

共済年金のように、年金制度の被保険者数が少ない場合、ある事業所や組織の統廃合、分離、民営化等により、被保険者数が大きく動く（減少する）場合がある。これは、財政再計算の見通しとおりに推移しなくなるおそれがあることを意味している。この変動の可能性（リスク）のことを、（規模が小さいことに起因する）財政的なリスクという。

## ○財政の現況及び見通しの作成

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算は行わず、少なくとも 5 年ごとに、「財政の現況及び財政均衡期間における見通しの作成」を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね 100 年間とされ、また、この現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。そして、この現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に給付水準が 50%を下回る場合が見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

## ○再評価前・後

年金給付の額の算定では、過去の標準報酬を再評価したものを使用している。その再評価を行う前の標準報酬が再評価前、再評価した後のものを再評価後という。

## ○支給開始年齢の引上げ

現在、被用者年金の老齢・退職年金では、本則上は 65 歳から年金が支給されることとなっているが、経過措置として、60 歳から特別支給の年金が支給されることとなっている。この 60 歳という年齢は、順次引き上げられている。現在、特別支給の老齢・退職年金の定額部分で支給開始年齢の引上げが行われている。厚生年金の女子については、2006 年度からはじまる。定額部分の引上げが終了した後、報酬比例部分も引き上げられることとなっている。

## ○失権率

年金の受給権がなくなること失権といい、この失権の一年間の発生率を失権率という。年齢別に示すことが多い。老齢・退職年金では、失権事由は受給権者の死亡のみであり、死亡率と同じとなる。その他の年金では、死亡以外に、障害年金では障害の程度の回復があり、遺族年金では再婚や養子になったとき、さらに子、孫では18歳に到達したことなどがある。

## ○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のこと。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} + \text{年金保険者拠出金} + \text{その他の拠出金} \\ & - \text{基礎年金交付金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} - \text{追加費用} \\ & - \text{その他の拠出金収入} \end{aligned}$$

## ○支払準備金

年金の実際の支払いが滞りなく行うことができるだけの積立金。年金制度は保険料収入、国庫・公経済負担、運用収入と給付費のキャッシュフローの時点のずれがあるため、一定の資金が必要となる。今回の財政再計算で導入された有限均衡方式の下では、財政均衡期間の最後において支払準備金程度の積立金を確保するとされ、積立度合によりその規模が設定されている。

## ○死亡率の改善

老齢・退職年金や遺族年金の主たる失権理由は、受給権者の死亡である。したがって、死亡率の動向は今後の年金給付に大きな影響を与える。今回の財政再計算から、全制度で、将来推計人口で用いられた死亡率の改善と同様の死亡失権率の改善を織り込んで計算している。

## ○収支比率

財政指標の一つ。保険料収入と運用収入の合計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率である。この比率が100%を超えると、積立金を取り崩す必要が出てくる。

## ○受給者

年金を受給している者。毎年の決算等では、受給権をもっている「受給権者」と全額支給停止となっている者を除いた「受給者」を区別しているが、財政再計算の場合は、すべて受給者でみている。

### ○少子化改善

被保険者数の変動の影響をみるため、財政再計算の前提のうち、将来の被保険者数の設定に、将来推計人口の中位推計と高位推計の間となるとした推計人口を用いたものに変更した場合の試算。

### ○少子化進行

被保険者数の変動の影響をみるため、財政再計算の前提のうち、将来の被保険者数の設定に、将来推計人口の低位推計を用いたものに変更した場合の試算。

### ○将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等のデータをもとに、5年ごとに作成している将来の人口の見通し。財政再計算で将来の被保険者数を設定する際に使用される。出生率の設定により、中位推計、低位推計、高位推計の3通りがある。なお、2051年以降の推計は参考推計という位置づけになっており、出生率はいずれも2150年にかけて人口置換水準(2.07)まで回復するとして計算されている。

### ○将来見通しの推計方法

年金制度の収入や支出等の財政見通しや被保険者数、受給者数の見通しの計算方法。

### ○職域部分

共済年金の報酬比例部分のうち、厚生年金の報酬比例相当部分の上積みとして加算されている部分。新法の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金と同じ給付乗率で計算される額に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算した額であるが、その加算される額のこと。組合員期間により乗率が変わるほか、厚生年金にはない支給停止事由もある。3階部分ともいう。

### ○職域部分を除く給付に係る保険料率

共済年金の保険料率のうち、共済年金の給付の職域部分がなかったと仮定したときの保険料率を推計したもの。財政再計算で見込まれた保険料率を、各年度ごとに、その年度の1階部分、2階部分、3階部分のそれぞれの給付に対応するものとして、一定の前提を置いて仮に振り分けたもの。制度間の公平性の検証で使用。保険料率は、制度として将来の均衡が図られるように一体として設定されているが、この振り分けは、各年度ごとに機械的に行っているため、それぞれの給付の部分ごとに見た場合、均衡がとれているとは限らない。振分けの際に使用する職域部分の給付費は、昭和60年改正前の旧法で裁定された者の年金が退職時等の俸給比例となっているため、一定の前提を置いて算定している。厚生年金との比較のために使用されるが、給付の制度的な違いもあり、厳密な算定ではないことに留意が必要。

### ○所得代替率

「標準的な年金（夫婦二人の年金月額）」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率。年金の給付水準を測る指標。

「給付水準」、「標準的な年金」参照。

### ○初任年齢グループ

私学共済の基礎数や基礎率で使用される被保険者の区分方法。被保険者の新規加入時の年齢により区分（現在 10 グループ）している。

### ○スライド調整率

マクロ経済スライドの基とされる率。「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

### ○生産年齢人口

15 歳以上 65 歳未満の人口。今回の財政再計算では、国共済と地共済で、将来の組合員数の見込みに利用された。

### ○生存脱退、死亡脱退

ある年金制度の被保険者が当該制度から脱退するパターン。生存脱退は、退職等でその制度の被保険者ではなくなる。死亡脱退は死亡により被保険者でなくなる。

### ○制度の成熟、成熟度

公的年金制度は、年齢や一定の納付期間等を年金受給要件としているため、制度発足当初は受給者はほとんどいない。その後時間の経過とともに、年金受給者が増えてくることになる。また、これに伴って、年金額が増加し、また積立金は急激な増加から、その後一定水準を維持するという動きを示す。これらの動きを年金制度の成熟という。その程度をみる指標としては年金扶養比率が用いられている。

### ○総合費用率、総合費用の保険料換算

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の、標準報酬総額に対する比率。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当し、純賦課保険料率とも呼ばれる。なお、国民年金では、標準報酬という概念がないため、総合費用の保険料換算を使用している。

## ○待期者

過去において当該制度に加入していた期間がある者のうち、その時点で被保険者でも受給権者でもない者。財政再計算で将来の年金受給者数等を推計するのに使用。毎年の決算や事業報告等には出てこない。脱退時の記録しかないことが多く、その後の死亡等の動きを織り込んだ上で計算に使用される。年金受給までの期間を待つ者との意味ともいわれる。地共済の待機者も同意。

## ○対生産年齢人口割合

共済年金の組合員数の生産年齢人口に対する割合。国共済及び地共済の平成16年財政再計算において、将来の被保険者数を設定する際に使用された。

## ○脱退力と脱退率

被保険者が当該制度から脱退する確率であり、財政再計算のシミュレーションで、その一年間にどれくらいの被保険者が被保険者でなくなるかを計算するために使用される率。脱退の要因には死亡、障害、その他等複数あるため、計算の都合上、一般的には脱退力が使用される。

## ○段階保険料方式

保険料（率）の設定の方法の一つ。平準保険料率のように将来にわたって変わらない保険料率を設定するのではなく、年を追うごとに保険料率を引き上げていく設定の仕方。保険料率を必要な率に一気に引き上げることが困難な場合に使用される。積立水準は平準保険料方式の場合よりも低くなり、必要な引上げが終了した後の保険料率は、一般的に、平準保険料率よりも高くなる。

## ○中位推計

将来推計人口のうち、将来の出生率の見込みとして、中間の推移をずらしたものの。将来人口推計で最もよく使われる。平成14年1月の推計では、合計特殊出生率で見ると、2005年以降はほぼ横ばいから少し回復して1.39で推移し、2051年以降は2150年に2.07になるように設定されている。「将来推計人口」参照

## ○賃金上昇率

財政再計算の標準報酬の推計で用いる。定期昇給分のような、年齢とともに賃金が増える要素を除去した一人当たりの標準報酬の変動率である。

## ○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和34年、同37年）前の恩給公務員期間等に係る給付の費用を恩給制度等の制度主体であった国や地方公共団体等が負担している額のこと。整理資源と呼ばれることもある。

### ○積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

積立金の運用収入及び取崩し分の標準報酬総額に対する比率。積立金の効用を測るもの。運用収入や取崩しによって保険料率がどれくらい軽減されているかがわかる。

### ○積立度合

前年度末に保有する積立金が、当該年度の支出の何年分に相当するかを示す指標。有限均衡方式での財政再計算のメルクマールとなっている。積立比率が年金財政を負担面から見るのに対し、積立度合は給付面から見ていると言える。

### ○積立比率

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率。前年度末積立金でどのくらいの期間制度から給付できるかを示している。

### ○低位推計

将来推計人口のうち、将来の出生率の見通しを、低く設定した（平成 14 年 1 月の推計では、最終的な合計特殊出生率を 1.103）場合の推計結果。

「将来推計人口」参照

### ○定款

共済組合の目的、名称や組織、事業を記したもの。共済年金の保険料率は、法律ではなく、それぞれの定款に書かれている。私学共済では、共済規程がこれに相当する。

### ○低在老方式

在職中の 65 歳未満の特別支給の老齢・退職年金の受給権者に関する支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金（定額部分相当額、経過的加算相当額、繰上げ調整額を含む。）の年金額を 12 で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。「高在老」参照。

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 28 万円の場合 全額支給（支給停止はなし）
- ・基本月額＋総報酬月額相当額 > 28 万円  
かつ 基本月額 ≤ 28 万円、総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合  
支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28 万円) ÷ 2 × 12
- ・基本月額 ≤ 28 万円、総報酬月額相当額 > 48 万円の場合  
支給停止額 = ((48 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2  
+ (総報酬月額相当額 - 48 万円)) × 12
- ・基本月額 > 28 万円、総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合  
支給停止額 = 総報酬月額相当額 ÷ 2 × 12
- ・基本月額 > 28 万円、総報酬月額相当額 > 48 万円の場合  
支給停止額 = (48 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 48 万円)) × 12

## ○独自給付費用率

実質的な支出から基礎年金拠出金を除いた独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分の標準報酬総額に対する比率。

## ○特別国庫負担

国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担。なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれない費用に関する国庫負担もある。

## ○2階部分

厚生年金の年金給付のうち報酬比例部分。共済年金については、職域部分を除く報酬比例部分。

## ○20歳前障害基礎年金

初診日が20歳前にある傷病に係る障害で、障害認定日において一定以上の障害がある者に支給されている障害基礎年金。

## ○任期制自衛官

勤続年限を限って任官する自衛官。陸上自衛隊は2年、海上、航空自衛隊は3年を任期とし、2年の延長が可能。任期が終了すると退官し、公務員ではなくなるため、通退相当の年金が出る。

## ○年金種別

年金給付のうち、老齢・退年相当、通老・通退相当、障害、遺族、その他の区分

## ○年金数理人

厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金制度が適正な年金数理に基づいて運営されているかを、加入員の年金受給権の保護の観点から検証する年金数理の専門家。厚生年金基金制度では、年金数理人が継続的にその財政状況等を観察していく制度が導入されている。年金数理人の要件は、①基礎学力として日本アクチュアリー会の正会員であること、②実務経験として年金数理の実務に5年以上（うち、2年は責任者としての実務経験）があること、③十分な社会的信用を有することである。

### ○年金制度間の公平性

制度により給付と負担に差がないこと。年金数理部会の財政検証では、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと、という観点でみている。

### ○年金制度の安定性

将来にわたって、安定的に年金制度を運営していけること。年金数理部会での検証では、制度の財政運営の考え方により、厚生年金と国民年金では、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや老後生活の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」、共済年金では、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点でみている。

### ○年金扶養比率

財政指標の一つ。被保険者数の老齢・退年相当受給権者数に対する比率。一人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを示す指標。なお、受給権者の対象が老齢・退年相当であるため、この年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率がある。

### ○年齢相関

遺族年金の新規発生者を推計する際に、遺族年金の受給者の年齢を決めるために使用される。死亡した被保険者などとの年齢の関係を示している。

### ○被扶養配偶率

被用者年金の第2号被保険者がどれくらい被扶養配偶者をもっているかという割合。その制度での第3号被保険者数の推計に用いられる。

### ○被保険者

年金制度に加入している者。国共済や地共済では組合員、私学共済では加入者と呼ばれている。

### ○被用者年金制度

被用者に適用される公的年金制度で、現在、厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金がある。

### ○被用者年金被保険者割合

厚生年金の財政再計算で被保険者数を推計するために使用された。厚生年金の将来の被保険者数は、労働力人口にこの割合を乗じて被用者年金の被保険者数を計算し、これから共済年金の被保険者数を控除したものとして推計。

### ○標準的な年金

夫が当該制度の平均賃金で40年間加入し、妻が40年間専業主婦であった場合の「夫婦二人の年金月額（夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額の合計）」被用者年金の給付水準をみる際に使用される。

### ○標準報酬指数

財政再計算で将来の報酬の変化を推計する際に、年功など年齢や勤続期間による上昇を織り込むために使用する。なお、経済の変化による報酬の変動は賃金上昇率で考慮される。通常は年齢別に設定される。

### ○賦課方式

年金制度で、各年の支出をその年の収入で賄う財政方式。対角にあるのが積立方式であるが、両者の間にも多くの段階がある。現状で各制度がどちらであるかと区別することは困難なことが多い。なお、日本の公的年金は、制度設立当初は平準保険料方式を採り積立方式であったが、現在は賦課方式を基本としている。

### ○平均手取り年収

被保険者の年収から、租税や社会保険料等を控除した後の手取りベースの年収。

### ○平均余命の伸び

将来推計人口の作成の際に設定された死亡率の改善による65歳の平均余命の改善度合。マクロ経済スライドの設定で考慮された0.3%は、その平均値であり、今後の年金受給期間の伸びを調整をするため入れられた。

### ○平準保険料方式

時間的に一定水準を保つ保険料（率）水準で財政収支を図る方式。時間的に変化する給付費を変動の少ない拠出水準により賄うように計画するもの。保険料の拠出を前提として受給権が与えられる公的年金の給付費は、制度発足当初にはほとんどなく、制度の成熟とともに増大するという経過をたどる。このような制度で平準保険料方式を採った場合には、制度が未成熟な段階では収入が支出を上回り、積立金が積み上がるが、制度が成熟した段階では、実際の拠出保険料と積立金の運用収入で給付費を賄っていくという形で、拠出は平準化される。

### ○平成16年度価格

将来見通しの各年の数値を平成16年度の価格に換算したもの。今回の財政再計算では、割引率として賃金上昇率が使用されている。

## ○報酬、給料、賞与等

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎として用いられる。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは、各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていない（このため、給料にかかる保険料率や平均給与月額算定における給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。「賞与」は、被保険者が労働の対償として受け取るすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

標準報酬月額、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたもの。また、標準賞与額は、賞与の千円未満を切り捨て、150万円が上限である。財政再計算では、これらを合わせた年間の報酬を標準報酬総額としている。地共済については、給料の1.25倍としたものを報酬月額ベースとして、計算している。

## ○報酬比例部分

被用者年金給付のうち、被保険者であった期間の報酬等をもとに算定される部分。現在は、次式で計算される。

当該制度加入期間の標準報酬の平均×加入期間×給付乗率

## ○保険者

年金制度を管理・運営する者。被保険者の適用、保険料率の設定と保険料の徴収、年金の給付、積立金の運用及び被保険者等の記録管理などを行う。ただし、これらの機能を複数の組織で分担することもある。

## ○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡を図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。

## ○保険料率の一本化

異なる年金制度で一つの保険料率を採用すること。一元化の第一歩若しくは一形態といえる。財政運営は別々に行うため、財政の均衡を図るには、何らかの財政調整が必要となる。今回の国共済と地共済の財政単位の一元化も同じ。

## ○保険料（率）引上げの凍結

平成11年の財政再計算で、景気対策の一環として採られた、財政再計算で予定した保険料（率）の引上げをしなかったこと。このため、その後の保険料収入が減少するなど、年金財政に大きな影響を与えている。

## ○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整するという考え方。公的年金の年金額は、手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、スライド調整率を基として調整（改定率を減らす）するもの。保険料水準の調整期間の間適用され、給付水準は低下する。共済年金については、厚生年金で設定された数値がそのまま使用される。

## ○有遺族率

死亡した被保険者や受給権者に遺族年金の受給権者になることのできる者がいる割合。

## ○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成 16 年の制度改正で導入された。一定期間後の年金の財政が考慮されていないため、将来行われる財政見通しの作成や財政再計算では、見通したとおり推移をしても、財政計画が見直される可能性がある。

## ○労働力率

人口に対する労働している者（就業者及び失業者）の割合。

## ○老齢・退年相当

被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置及び中高齢の特例を含む）老齢厚生年金及び退職共済年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のこと。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

この期間を満たさない老齢厚生年金、退職共済年金および旧法の通算老齢年金、通算退職年金は、「通老・通退相当」という。

## ○割引率

現価を算定する際に使用される率。運用利回りがよく使われるが、賃金上昇率や物価上昇率が使用される場合もある。年金現価を算定する際には、有限均衡方式下のように対象期間が有限であれば問題はないが、永久均衡方式の下では、割引率は収入、支出等の伸び率よりも大きな値でないと計算できない。